

杉並区スポーツ協会規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、杉並区スポーツ協会と称する。

第2条 本会の事務局は、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団内におく。

2 事務を円滑に遂行するため、事務局に事務局長その他必要な事務局員をおくことができる。

(目的)

第3条 本会は、杉並区のスポーツの推進母体として、区民スポーツの活性化を促進し健康でゆとりある暮らしの実現に寄与するとともに、併せて加盟団体のスポーツ活動の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 区が進めるスポーツ行政への協力及び意見の具申
- ② 加盟団体相互の情報交換、交流の促進及び加盟団体が行う事業への協力
- ③ 区スポーツ祭の実施及び都スポーツ大会への選手派遣の主管
- ④ 関係スポーツ団体との意見交換及び連携
- ⑤ スポーツに関する情報の収集、分析及び周知
- ⑥ 杉並区スポーツ少年団の育成
- ⑦ その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本会は、杉並区内に結成された種目別体育団体並びに区内における学校体育団体をもって組織する。

(加盟及び脱退)

第6条 前条の体育団体（以下「加盟団体」と称する。）は評議員会の承認を得て加盟するものとする。

2 加盟に関する基準、手続き等については、別に定める加盟規程による。

第7条 本会の加盟団体が第5条に規定する資格を失ったとき、又は加盟団体から脱退の申し出があったときは、理事会の審議を経て脱退するものとする。

(責務)

第8条 本会及び加盟団体は、規約第3条に規定する「目的」を達成するため、本会の関係規程に基づき公正かつ誠実に行動しなければならない。

2 本会及び加盟団体は別に定める「杉並区スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解し、実践すること。

3 この条項の実効性を確保するため、別に定める「杉並区スポーツ協会倫理委員会規程」に基づき倫理委員会を設置する。

第2章 役員・評議員

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- ① 会長 1 名
- ② 副会長 若干名
- ③ 理事 14名以内（理事長1名、副理事長1名及び常任理事5名を含む）
- ④ 会計 2 名
- ⑤ 監事 2 名

2 理事又は監事は、第9条に定める定数に欠員が生じる場合は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任されるまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(選出)

第10条 本会の役員の選出は次のとおりとする。

- ① 会長、副会長、会計及び監事は評議員会で選出する。
- ② 理事は加盟団体の役員の中から評議員会で選出する。
- ③ 理事長、副理事長、常任理事は理事の互選とする。

2 評議員会が選出する役員については、別に定める「役員候補者選考規程」により役員候補者の案を作成し、評議員会に提出する。

(任務)

第11条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

- ① 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。副会長が複数の場合、会長の代理順序は理事会の承認を得て会長が定める。
- ③ 理事長は、理事会を代表して会務を処理する。
- ④ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、これを代理する。
- ⑤ 常任理事及び理事は、本会の事務を執行する。
- ⑥ 会計は本会の経理を司る。
- ⑦ 監事は本会の会計、財産及び事業を監査し、その結果を評議員会に報告する。

(任期)

第12条 役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(名誉役員)

第13条 本会に名誉会長、顧問、相談役及び参与を評議員会の承認を経ることができる。

2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、本会の重要事項について会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

(評議員)

第14条 本会に評議員をおく。

2 評議員は、各加盟団体1名とし、当該加盟団体が推薦する。

3 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による評議員の任期は前任者の残任期間とし、新規加盟に伴う評議員の任期は、次期改選時までとする。

第3章 会 議

(機関)

第15条 本会に評議員会、理事会及び常任理事会をおく。

(評議員会)

第16条 評議員会は本会の議決機関であり評議員で構成し、予算、決算、役員の選出、規約の改廃並びに理事会が必要と認めた重要事項を議決する。

2 評議員会は会長が招集し、その議長となる。

- 3 評議員会は評議員の過半数の出席（文書による委任を含む）をもって成立し、議案は出席評議員の過半数をもって可決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

（理事会）

第17条 理事会は本会の執行機関であり、会長、副会長及び理事をもって構成する。会計及び監事は会長の承認を得て理事会に出席して意見を述べることができる。

- 2 理事会は、会長の承認を得て理事長が招集し、その議長となる。
- 3 理事会は、評議員会の決定事項の執行、当面する事務処理、その他会長が必要と認める事項等会務を執行する。
- 4 理事会は、緊急を要する事項について、会長の承認を得てこれを先決処理することができる。ただし、この場合にはその後の評議員会の承認を得なければならない。
- 5 理事会は構成員の過半数の出席（文書による委任を含む）をもって成立し、議案は出席者の過半数をもって可決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

（常任理事会）

第18条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、理事会に付議する事項及び本会の業務で緊急を要する事項を審議決定する。

- 2 常任理事会は、会長の承認を得て理事長が招集し、その議長となる。
- 3 常任理事会が審議した事項については、その後の理事会において報告し、承認を得る。

（委員会）

第19条 本会の業務を遂行するため理事会は必要に応じて委員会を設置することができる。

- 2 理事会は委員会の目的及び名称を定め、委員を委嘱する。
- 3 各委員会は委員長を選出する。
- 4 委員会で審議した事項は理事会に報告する。

第4章 スポーツ少年団

（スポーツ少年団）

第20条 青少年のスポーツ活動を振興するため、本会に杉並区スポーツ少年団をおく。

- 2 スポーツ少年団の育成を図るため、スポーツ少年団に対し役員の派遣及び育成費の交付を行う。
- 3 スポーツ少年団の運営に関して必要な事項は、スポーツ少年団の規約で定める。

第5章 経 理

(会費)

第21条 本会の加盟団体は、毎年15,000円の会費を納入する。

(経理) 第22条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- ① 会費
- ② 寄付金
- ③ その他の収入

(事業年度及び会計年度)

第23条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第24条 本会の事業計画及び予算は、会計年度開始前に会長が作成し、理事会の決議を経て評議員会に提出し、評議員会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第25条 本会の事業報告及び決算は毎事業年度及び会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、評議員会にその内容を報告し、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支決算書
- (3) 収支決算監査報告書

第6章 雑 則

(規程及び規則)

第26条 この規約に定めるものの他、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の決定により別に定める。

附 則

本会則は昭和61年4月1日よりこれを施行する。

杉並区体育協会会則（昭和23年1月31日、最終改正：昭和35年4月1日）
はこの会則施行と同時に廃止する。

附 則

本会則は平成14年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本規約は従前の会則を規約と改め、平成15年4月1日よりこれを施行する。

附 則

令和元年5月27日より、本規約改訂版を施行する。

附 則

令和6年4月1日より、本規約改訂版を施行する。

附 則

令和7年4月1日より、本規約改訂版を施行する。

附 則

令和8年4月1日より、本規約改訂版を施行する。